

地域交通充実に向けた新たな移動手段等実証事業業務委託仕様書

1 業務名

地域交通充実に向けた新たな移動手段等実証事業業務

2 業務の目的

国において、交通不便の解消に向けて、令和5年12月に自家用有償旅客制度の拡大、令和6年3月に自家用車活用事業の創設といったライドシェアに係る制度改正が行われてきた。

滋賀県においては、持続可能な地域交通の維持・活性化に向けて、令和8年3月を目途に、「滋賀地域交通ビジョン」の具体策となる「滋賀地域交通計画」の策定を進めている。

運転士不足が深刻化する中、滋賀地域交通ビジョンの実現に向けて、多様な移動ニーズに既存の公共交通だけで応えていくことは困難であり、あらゆる移動手段の活用を検討する中でライドシェアは選択肢の一つと整理している。

また、全国から多くの方が来訪する、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ（以下、「国スポ・障スポ大会」という。）の際には、先催県の例を踏まえ、タクシーの供給量が不足する可能性がある。

このため、国スポ・障スポ大会におけるおもてなしの向上を図るため、ライドシェアの実証を行い、その効果および持続可能性について検証をし、市町や交通事業者等の取組のきっかけやモデル事例とし、地域交通の充実に向けた新たな移動手段の展開につなげることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日（火）まで

4 業務の内容

（1）業務概要

- ① 国スポ・障スポ大会におけるライドシェアの検証
- ② その他

（2）具体的業務内容

① 国スポ・障スポ大会におけるライドシェアの検証

全国から多くの方が来訪する国スポ・障スポ大会において、家族や競技ファンなどの一般観覧者の移動や、来訪者の飲食店や観光地の移動について、個別ニーズを補完しおもてなしの向上を図るため、ライドシェアの実証運行を行う。これにより、課題や可能性、方向性を整理し、新たな移動手段による地域交通の充実に向けた取組につなげる。

ア 実証内容

実証概要	(1) 令和7年9月～10月の国スポ・障スポ大会において、市町および交通事業者の意向を踏まえ、栗東市、甲賀市、日野町および愛荘町において、選手の家族や競技ファン等の一般観覧者の移動や、選手や関係者を含む来県者の飲食店や観光地への移動といった個別のタクシー需要を補完する手段の一つとして、ライドシェアの実証運行を行い、ニーズ、利便性、効果、効率、持続可能性等の観
------	--

	点から検証する。
委 託 内 容	● (1)の実証運行およびテスト運行の実施 ・ 必要な調整、実証運行を実施すること。 ・ 実証運行に先立ち、県、市等と協議の上、関係者でテスト運行1日を実施すること（一般人は参加しない運用テストを想定）。 ※日本版ライドシェアとして、営業圏内のタクシー事業者が運行するものとし、予約配車システム費、車両整備費、1種免許運転士費、研修費、燃料費、運行管理費、駐車場代等のテスト運行および実証運行の掛かり増し見込みは約10,903千円（税別）。 ※実証運行を想定する日、地域は別添のとおりで運転士は20～40名を予定している。 ※県、関係市と協議の上、待機場所の確保を行うこと。 ● (1)にかかる利用者等アンケートの実施、広報資料の作成 ・ 実証運行利用者、ライドシェアドライバー、参加交通事業者、住民、来訪者を対象に、アンケートを実施すること。 ・ 実施エリアごとおよび県全体版のポスターおよびちらしを作成すること。 ちらし（A4）5種類計20,000枚、ポスター（A1）5種類計250枚 ・ 県・市の広報資料の作成支援を行うこと。 ● (1)にかかる案内人の配置 ・ 県、市と協議の上、必要な地域においては、ライドシェア実証運行時に、駅・会場に案内人を配置し、来訪者に対し、乗車方法、乗り場等の案内を行うこと。 ● (1)にかかる検証 ● 掛かり増し等を含め実証経費とすること。掛かり増しは実績に基づき精算を行うものとする。 ● 実証内容は変更することがある。詳細は受託後に滋賀県及び関係市と協議の上決定すること。
実 施 期 間	令和7年8月から令和7年10月の予定
道 路 運 送 法 の 許 認 可 等	実証運行の場所、時間は、滋賀県、関係市町で検討、決定する。 道路運送法および道路交通法にかかる手続きに必要な支援を行うこと。

イ 検証内容

- (ア) 国スポ・障スポ大会でのライドシェアについて、実証を踏まえ、ニーズ、利便性、効果、効率、持続可能性、地域交通の確保・充実等の観点から検証を行い、導入可能性や課題、改善、利便性向上策、利用促進策等を提案する。
- (イ) (ア)の検証にあたっては、イベント時の活用可能性を検証するとともに、平常時において、活用可能性があるモデル（地域特性、時間帯、ニーズなど）や方策（公的支援のあり方）について提案する。
- (ウ) (イ)にあたっては、国の補助制度（地域公共交通確保維持改善事業等）の活用を踏まえ、検討を行う。

【提案事項】

- (ア) 上記の実証にあたって、おもてなしの向上や利用促進の工夫、取組があれば提案すること。提案にかかる経費は受託者で負担すること。
- (イ) 実証の評価手法（評価基準）を具体的に提案すること。なお以下の点を踏まえた内容とすること。
 - A) 日本版ライドシェア導入にかかる検証（ニーズ、利便性、有効性、効率性、持続可能性等）
- (ウ) 広報にあたっては、分かりやすくビジュアルに訴えるなど、来訪者などのターゲットに対する効果的な広報イメージや周知方法を具体的に提案すること。
- (エ) 各アンケートについて、実施方法、実施予定数および回収率を向上させるための工夫を提案すること。提案にかかる経費は受託者で負担すること。
- (オ) 検証結果の取りまとめイメージを提案すること。

② その他

今後の滋賀県の地域交通の充実に向けて、公共ライドシェア、日本版ライドシェアおよび自動運転等新たな移動手段について、先進事例および国の制度等の整理、分析を行う。

ア 実施内容

概 要	令和5年12月に自家用有償旅客制度の拡大、令和6年3月に自家用車活用事業の創設といったライドシェアに係る制度改正が行われ1年以上が経過したところ。 また、本県においては、厳しさが増している運転士不足への対応など地域交通の確保・活性化には自動運転を実現することが必要であると整理しており、「2027年度に100か所のレベル4実現」の政府目標も踏まえ、令和6年度から自動運転の実証・実装に向けた取組を開始した。 こうしたことから、①の実証運行も踏まえ、公共ライドシェア、日本版ライドシェアおよび自動運転等新たな移動手段について、今後の滋賀県の地域交通の充実に向けて、先進事例および国の制度等の整理、分析を行う。
委 託 内 容	● 公共ライドシェア、日本版ライドシェア、自動運転等の新たな移動手段について、担い手、他分野との連携、効果、持続可能性の観点から、参考となる先進事例および国の制度等を整理し、課題や可能性について、分析を行う。

	・技術レベル、地域交通課題解決、地域の活性化、持続可能性の観点から特徴のある自動運転の先進事例 ・担い手、他分野との連携、効果、持続可能性の観点から特徴のある公共ライドシェアおよび日本版ライドシェアの先進事例
時 期	委託契約の日から令和8年2月の予定

【提案事項】

(ア) 整理する情報や分析のイメージを提案すること。

5 業務の進め方

- (1) 本業務の受託者は本仕様書に基づいて業務を実施しなければならない。なお、細部事項については、監督職員の指示に従うものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、常に監督職員と連絡を密にし、業務内容に疑義を生じた場合は、速やかに報告し監督職員の指示を受けなければならない。
- (3) 受託者は、本業務着手前に全体の工程、作業方針等についてあらかじめ委託者の承諾を受けなければならない。
- (4) 受託者は、委託者の求めに応じて、本業務実施の途中における成果の報告を行わなければならない。

6 資料の貸与

本業務の施行に際し、必要な資料は可能な限り提供または貸与する。

7 成果物

受託者は、業務結果をとりまとめ、下記に定めるとおり成果物を納品すること。

- (1) ①報告書概要版：成果の骨子および主たる図表等をとりまとめたもの（紙A4版）各5部
②報告書本編：業務全般の内容、成果等をわかりやすく整理したもの（紙A4版）各5部
③報告書電子データ 一式（①～②をCD-Rにデータを収め1部）
- (2) 納品
納品場所は、土木交通部交通戦略課とする。

8 運営管理

受託者は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、本仕様書の内容を理解した上で、目的および内容に沿った実施計画を作成し、全ての工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握、委託者への状況報告等）を徹底すること。

運営管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つだけでなく、適切な課題解決策や方法等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実に事業を推進できる能力を有すること。

また、本事業に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど、課題・問題等が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、委託者の承認を得た上で、これを実施すること。

9 業務履行にあたっての条件および留意事項

- (1) 本仕様書に明示されていない事項であっても、業務の性格上必要と認められる事項については、双方協議の上、受託者負担で実施すること。
- (2) 実際の契約内容については、調整・変更する場合がある。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに委託者と協議を行い、これを定めるものとする。
- (4) 受託者は、個人情報保護法および滋賀県個人情報保護条例等の関係法令を遵守するものとする。
- (5) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、当事業の成果物は滋賀県へ引き渡すこととし、成果物の所有権は、滋賀県への引渡し完了したときに滋賀県に移転するものとする。
- (7) 当事業に基づく成果物の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む）は、原則、成果物の引渡しをもって滋賀県に譲渡されるものとし、また、著作者は成果物に係る著作人格権を将来に渡って一切行使しないものとする。なお、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担および責任は受託者において負うものとする。
- (8) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (9) 委託者は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。
- (10) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (11) 電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウィルス感染していることにより、委託者または第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、およびその他賠償等について対応すること。

国スポ・障スポ大会でのライドシェア実証が想定される日、地域

市町名	競技	競技時間	会場	区間	距離	国スポ												障スポ			
						9月				10月											
						27日 土	28日 日	29日 月	30日 火	1日 水	2日 木	3日 金	4日 土	5日 日	6日 月	7日 火	8日 水	25日 土	26日 日	27日 月	
甲賀市	高校軟式野球	29日：10時～15時 30日：13時～16時 2日：10時～13時	甲賀市民スタジアム	貴生川駅⇨甲賀市民スタジアム	2.2km			9時～16時	11時～17時		9時～15時										
	ゴルフ（少年男子）	8時～15時	ヘアズパウジャパン	貴生川駅⇨ヘアズパウジャパン	10km		6時～17時	6時～17時	6時～17時												
	軟式野球	4日：8時半～14時 5日：8時半～17時 6日：8時半～16時	甲賀市民スタジアム	貴生川駅⇨甲賀市民スタジアム	2.2km								7時半～15時	7時半～18時	7時半～17時						
	観光・周遊	日中を想定	リアル忍者館、忍者村等	甲賀駅、甲南駅各1台			9時～17時	9時～17時	9時～17時		9時～17時		9時～17時	9時～17時	9時～17時			9時～17時	9時～17時	9時～17時	
	ポッチャ	25日：9時10～17時40 26日：9時半～17時40	甲賀市水口体育館	貴生川駅⇨甲賀市水口体育館	3.0km													8時10～18時40	8時半～18時40		
	フライングディスク	25日：13時～15時50 26日：9時～16時 27日：9時～10時40	水口スポーツの森	貴生川駅⇨甲賀市民スタジアム	1.9km													12時～16時50	8時～17時	8時～11時40	
栗東市	ゴルフ(成年男子)	7時～16時 30日：7時～17時	琵琶湖カントリークラブ	栗東駅⇨琵琶湖カントリークラブ	6.7km		6時～17時	6時～17時	6時～18時												
				手原駅⇨琵琶湖カントリークラブ	4.8km		6時～17時	6時～17時	6時～18時												
	レスリング	29日：9時半から17時 30日：9時45～15時 1日：10時～17時 2日：9時45～13時30	栗東市民体育館	栗東駅⇨栗東市民体育館	4.3km			8時～18時(10H)	8時～16時(8H)	9時～18時(9H)	8時～14時半(6.5H)										
				手原駅⇨栗東市民体育館	2.8km			8時～18時	8時～16時	9時～18時	8時～14時半										
愛荘町	アーチェリー	4日～7日：8時半から16時 26日：9時20～15時50	愛荘町立スポーツセンター	稲枝駅⇨愛荘町立スポーツセンター	10.3km								11時～17時	11時～17時	11時～17時	11時～17時		8時半～16時50			
日野町	軟式野球（成年）	4日：8時半から15時 5日：8時半から16時半	大谷野球場	日野駅⇨大谷野球場	4.1km								7時半～15時半	7時半～17時							